

## 令和4年7月定例教育委員会 会議録

7月定例教育委員会を令和4年7月29日（金）午前10時 市役所401会議室に招集する。

### ◆出席者

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保  
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治  
事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監  
【学校教育課】 大黒課長 野口指導主事 加藤指導主事  
【文化スポーツ課】 坂野課長  
【歴史まちづくり課】 加藤課長  
【子ども未来課】 上原課長  
記録者 学校教育課 和泉  
傍聴者 0名

---

### ◆次 第

- 1 開会
  - 2 教育長報告  
(前回会議録の承認)
  - 3 付議事件の審議
    - 第18号議案 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
    - 第19号議案 犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員、調査協力員）の委嘱について
    - 第20号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について
    - 第21号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
    - 第22号議案 史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について
  - 4 通信及び請願
  - 5 協議・連絡
    - (1) 後援名義使用承認に関する報告
    - (2) 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
    - (3) 犬山南小学校の学校改修について
    - (4) 8月・9月行事予定表について
    - (5) いじめ防止に向けて
  - 6 自由討議
  - 7 その他
  - 8 閉会
-

◆議事内容

<p>教育長職務 代理者：</p>	<p><b>開 会</b></p> <p>ただ今より 7 月定例教育委員会を開催します。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p style="text-align: center;"><b>教育長報告</b></p> <p>暫時、教育長の不在のために、不慣れではございますが、本日は私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。今、前回の議事録の署名をまわしましたので、確認のほどよろしく申し上げます。</p> <p>梅雨は過ぎたと申しますが、連日の大雨、それから連日の猛暑が続きまして、体調の方が崩しやすく、天候の激しさに振り回されておりますが、そんな中で、コロナが全国では連日 20 万人を超える、愛知県では 7 月の 20 日からはもう 1 万人以上の感染者、そして、犬山市では 100 人を超える日もございます。昨日犬山では 144 名のコロナの感染者がおりまして、子ども未来園も休園等が続いていたりしますが、どうぞ皆様ご協力のほどよろしく申し上げます。どうしても気をつけていてもというものではございますが、それでも身を守るということでは、手洗いというがい、そして、ソーシャルディスタンスを心がけていただきますようよろしく申し上げます。コロナのかかる要因としても、体調不良、日頃の健康管理というのがどうしてもあります。ただ、この今日のような猛暑の中ですと、涼しいクーラーの中から外に出るとこの寒暖の差というのが、非常に体調を崩しやすいこともありますので、皆さん、重々体調のほど気をつけてください。そして、犬山市においては、小中学校は 7 月の 15 日まで学校がございまして、他市町よりちょっと早く、7 月の 19 日から夏休みに入っております。大きな事件もなく無事夏休みを迎えて、ちょっと安心しているところではありますが、まだ夏休みの中で何かあるといけないので、引き続き監視のほど続けたいというふうに思っております。</p> <p>本日の付議事件につきましては 5 件ございますので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。では、付議事件の方、進めさせていただきますと思います。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p><b>第 18 号議案</b></p> <p>第 18 号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について」、事務局お願いします。</p>
<p>野口主事：</p>	<p>この案を提出いたしますのは、平成 26 年 4 月 16 日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、採択地区に関する意向調査があったからであります。犬山市教育委員会は、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町、それから一宮市、稲沢市、合わせまして 5 市 2 町の尾張西部採択地区に所属をしております。毎年の意向確認調査ということ</p>

	で、今年度も採択地区を見直すかどうかということについて調査がまいましたので、見直しを希望しないということで、報告を上げていきたいと思っております。
教育長職務 代理者：	この教科用図書採択地区の適正規模化、5市2町というふうで、この尾張西部地区でまとめて採択をするということに関して、審議を図りたいと思います。皆さんご意見等ございますでしょうか。
田中委員：	今回のこの現状どおりということでの採択審議かと思えますけども、一応この現状どおりということに至った経過といいますか、どういう議論が、例えば校長会に確認したりとか、何かここまでの手続きを参考までに教えていただきたいと思えます。
野口主事：	原則4年に1度教科書については、検定、それから採択替えを行っております。今年度、小学校の検定がありまして、来年度採択替え、そして令和6年度に小学校の教科書を採択替えしたものを使用していくということで、ある一定の周期で採択を見直しを図っております。その中で、尾張東部地区、尾張西部地区、県内に他にもいろいろな地区があります。特に不都合と各市町からも聞いておりませんので、今年度もまた同じように進めさせていただきたいと思っております。
田中委員：	他の市町との合意というかそういうところであって、例えば校長会なり教頭会なり、或いは現場の教員なりというところの意見聴取なり、それこそ意向というようなことは、特に手続きとしてやっていませんか。
野口主事：	会の流れの中では、特にはやっておりません。
田中委員：	いずれにしてもおそらく現場から、わざわざ多分意見は出ないと思いますので、おそらくこの現状の手続き、採択のシステムが合理的であるというふうには、おそらく判断されていると思うのですが、再三この採択の際に意見として申し上げているところで、この地区の適正規模にかかわらずですけども、やはりその現場の先生が責任を持って教育の専門家として、採択に何らかの形で関わられるような手続きというのは、引き続き検討いただきたいというところでは、審議は原案どおりで結構ですけども、その際に合わせて、その辺り少し改革といいますか工夫ができないかなというところを、また引き続き検討できればと思いますので、意見として申し上げたいと思えます。
教育長職務 代理者：	他に何かご意見ご質問はおありでしょうか。特にないようです。 では、第18号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長職務 代理者：	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第19号議案の審議に入ります。
教育長職務 代理者：	<b>第19号議案</b> 第19号議案「犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員、調査協力員）の委嘱について」、事務局お願いします。

加藤課長：	<p>この案を提出しますのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員及び調査協力員）を委嘱する必要があるからです。2ページ目の犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員名簿（案）をご覧ください。この委員会は、犬山市史の編さんに関する事項について、専門的な見地から資料収集や調査検討執筆を行うために設置され、委員長が指名し、教育委員会が委嘱をするものです。犬山市史編さん委員会専門部会は4つの班があり、歴史班、地理班、民俗班、観光・文化班に分かれており、班ごとのテーマに沿って、資料収集の調査や収集した資料を分析し執筆を行います。今回は下の3名が新規になりました。民族班の調査協力員1名、観光・文化班、地理班の調査執筆委員をそれぞれ1名ずつ委嘱します。会議としては、年4回程度を予定しております。</p>
教育長職務 代理者：	<p>犬山市史編さん委員会専門部会委員ということで、実際にいろいろと調査していただける皆さんの委嘱ということになりますが、これについて何かご意見ご質問等ございますでしょうか。特にないようです。</p> <p>では、第19号議案「犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員、調査協力員）の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員：	異議なし。
教育長職務 代理者：	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第20号議案の審議に入ります。</p>
教育長職務 代理者：	<p style="text-align: center;"><b>第20号議案</b></p> <p>第20号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
上原課長：	<p>この案を提出いたしますのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからでございます。2ページをお開きください。この委嘱につきましては、犬山市附属機関設置条例に基づき設置をするものでございます。この委員会を設置いたしますのは、公立保育園羽黒、羽黒北子ども未来園を統合し、民設民営により、令和8年4月開園予定により事業者を選定するためでございます。本市にとりましては、初めての公立保育園統合による民設民営化の事業者を選定するものでございます。ノウハウがなく、建設におきましては国県の基準に準じながら創意工夫による独自性、運営においても特色ある保育の提案を期待をするところでございます。こうした期待にこたえる事業者ということになりますと、高度な創造性、技術力、専門的な技術または豊富な経験を必要とするところがございます。そうしたことから、民設民営に当たりまして、プロポーザル方式による事業者選定をするため委員を委嘱するものでございます。人員については8名、ここに記載してございます学識経験者、実施事業に関し専門知識を有する資格を有する者、その他市長が適当と認める者、入札契約審査委員会、合計8名でござ</p>

	<p>ざいます。審査委員会の開催につきましては3回、第1回目は8月22日を予定しております。そして、今年度末に優先交渉権者を決定していく予定でございます。審査委員会の女性比率は62%、8人中女性5名でございます。</p>
教育長職務 代理者：	<p>こちらについて何かご意見ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。特にないということです。</p> <p>では、第20号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員：	異議なし。
教育長職務 代理者：	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第21号議案の審議に入ります。</p>
	<b>第21号議案</b>
教育長職務 代理者：	<p>第21号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
加藤主事：	<p>この案を提出いたしますのは、犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱するため提案するものです。この協議会は教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校におけるいじめ問題全般について、協議及び調査を行うための附属機関となっております。委員を1ページの方に委嘱したいと思います。今年度から学識経験者として、愛知県弁護士会から弁護士の先生に新規として委嘱したいと思っております。</p>
教育長職務 代理者：	<p>こちらの新規学識経験者の弁護士の先生が、お一人加わるということで、あと他の新規の方は、職務的に新しい方に代わられたからということですね。何かご意見ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようです。</p> <p>では、第21号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員：	異議なし。
教育長職務 代理者：	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第22号議案の審議に入ります。</p>
	<b>第22号議案</b>
教育長職務 代理者：	<p>第22号議案「史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
加藤課長：	<p>この案を提出しますのは、史跡東之宮古墳整備委員会委員を委嘱する必要があるからです。2ページ目の史跡東之宮古墳整備委員会委員名簿（案）をご覧ください。この委員会は、令和2年度に整備が完了した史跡東之宮古墳の適切な保存及び活用を図るための調査等に関する事項について審議するために設置され、教育委員会が委嘱をするものです。任期満了に伴い改めて委嘱するもので、6名中3名は継続、学識経験者の委員辞職に伴う新規委嘱が1名、氏子総代の交代に伴う新規委嘱が2</p>

	名となっております。会議としては年1回程度を予定しております。
教育長職務 代理者：	こちらについて何かご意見ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。特にないようです。 では、第22号議案「史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長職務 代理者：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	<b>通信及び請願</b>
教育長職務 代理者：	通信及び請願はありますか。
事務局：	ありません。
	<b>協議・連絡</b>
教育長職務 代理者：	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
坂野課長：	資料No.1をご覧ください。この報告につきましては、6月17日から7月13日までの間に、犬山市教育委員会の後援名義使用について承認をいたしました事業について報告をするものでございます。犬山市教育委員会で定めた取扱要綱に基づきまして、承認をしております。今回は合計で12件の申請がございまして、承認をいたしております。内訳といたしまして新規事業として5件、継続事業が7件でございます。新規事業につきましては、抜粋をしてお説明をさせていただきます。資料の1ページ目のNo.1でございますが、「犬山子どもお琴教室」でございます。こちらにつきましては夏休みの期間を利用いたしまして、子ども達が日本伝統の和楽器に親しみ、豊かな感性を育むことを目的として開催をするものでございます。続きましてNo.3でございます。「令和4年度犬山市防火書道展」につきましては、犬山市消防本部が主催をする事業でございます。書道を通じて、児童生徒及びその家庭など、市民の方々に防火意識の向上啓発をしていくということを目的としております。書道作品を募集をいたしまして、秋の防火運動に合わせて、優秀作品を犬山市立図書館に展示をしていくというものでございます。資料の2ページ目、4番でございます。「第39回愛知県スポーツ少年団サッカー交流大会」につきましては、羽黒中央公園多目的スポーツ広場を活用いたしまして、犬山市をはじめ名古屋地区、尾張地区、三河地区から選出された16チームが参加をするという大会でございます。サッカーを通じた交流を図るという大会でございます。5番「令和4年全国防災キャラバン」につきましては、大規模災害に備えまして、子ども達一人一人の防災に備える力を育成していくことを目指しまして、ショッピングセンターの屋内屋外に防災に役立つ体験ブースを設置をいたしまして、体験を通じた防災意識の向上を目的として取り組んでいくというも

	<p>のでございます。次に4ページ目11番、青少年育成事業「バレーボール教室」でございますが、犬山ロータリークラブが主催をするものでございまして、青少年の健全育成の取り組みとして行われるものでございます。スポーツ少年団や中学校のバレーボール部員等を対象としまして行うバレーボール教室ということでございます。新規事業につきましては以上の5件となります。</p>
教育長職務 代理者：	<p>後援名義使用承認に関して、ご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。特にないようですので、次へまいります。</p> <p>「令和4年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長：	<p>資料No.2をご覧ください。令和4年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定についてのご報告です。今回の認定につきましては、申請が小中合わせまして284世帯422名の方からございましたが、審査させていただきまして、認定を248世帯368名させていただきました。不認定としましては22世帯の32名、こちらは所得超過によるものでございます。また、審査保留中のものも14世帯22名ございまして、こちらについては、税の未申告であるとか必要書類の不足であるとか、さらに審査に期間を要するものがございまして保留とさせていただきます。小中学校の内訳については下表のとおりです。</p>
教育長職務 代理者：	<p>要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。1つ私から伺ってもいいですか。この不認定数というのが、ちょっといつもより多いかなと思うのですが、こちらについて何か特に理由とかありますでしょうか。</p>
大黒課長：	<p>特に要件を変えていないので、出してみたがという方もおられるのかなど。昨年と今年と認定の要件は変わっておりませんので。</p>
教育長職務 代理者：	<p>はい。もう1つ、先月がなかったのはどうしてですか。</p>
大黒課長：	<p>去年は生理の貧困対策があったので、1ヶ月早めて認定させていただいたのですけれども、今年は通常どおり7月に認定という形を取らせていただいております。</p>
教育長職務 代理者：	<p>はい。ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますか。</p>
堀 委 員：	<p>いつも思うのですけれども、犬山は他の市町に比べて、生活保護の世帯の割合が割と少ないと聞いたりするのですけれども、この要保護及び準要保護児童生徒というの、他市町に比べて少ないですか。</p>
大黒課長：	<p>では、県内の自治体でわかる範囲で資料を後日お渡ししたいと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
教育長職務 代理者：	<p>他にございますでしょうか。特にないようですので、次へいきます。</p> <p>「犬山南小学校の学校改修について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長：	<p>それでは資料No.3、「犬山市立犬山南小学校の学校改修のご案内」を</p>

	<p>お願いいたします。今回のこの資料は、7月3日に地域の皆さんへ説明会を開催しました。それから、7月20日に学校開放の団体の方へ説明会を行いました。工事が始まってまいりますので、教育委員の皆様にもお知らせします。まず1枚目、犬山南小学校の工事の概要ですけれども、今年度については今、実施設計を進めているところで、今年の10月以降、本格的な工事を着工してまいります。工事を行うために7月の終わりですが、工事敷地への工事車両の出入口のために、県道春日井各務原線から仮設道路の整備を始めております。2枚目をお願いします。この学校については、学校の機能を高めることもですが、地域のためご活用いただくということで、地域活用エリアについてご説明しています。赤で囲んだところですが、学校でも使いますが、多目的スペースとなって多様な方にご利用いただけるように、エレベーターを設置したりトイレを設置したり、行っていく予定です。続いて3枚目ですが、工事についてご説明しています。こちらですが、犬山南小学校の持つ地形的な事情によりまして、工事区分を7つに分けて順次進めてまいります。工事ステップですが、児童への安全を最優先に、また学習環境を最大限配慮して工事を行っていきます。工事は危険も伴いますが、工事区間をバリケードで囲みまして、児童が工事エリアに入ることがないように対策をします。また、工事車両につきましては、東門と仮設道路を出入口としますので、通学に利用している児童については、東門は利用せず正門へ通学することといたします。それから、一部校舎を壊しますので、仮設校舎の建設、また先生方の駐車スペースなどをグラウンドに設置してまいります。令和4年についてはステップ1、ステップ2のところですが、先ほど申し上げましたように、東から仮設道路の建設を始めます。それに伴いましてステップ2、10月ですが東門は一部閉鎖しまして、北舎の工事の解体を始めます。北舎を解体しますので、それに伴いまして教室が足りなくなりますので、南側に仮設校舎を建設します。こちらは年明けの1月から利用する予定です。ステップ3になりますと、工事が半分、解体が終わりまして、給食室は残したまま、お子さんが仮設校舎に移っていくというところです。来年度になりますと、新校舎建設に着手していくというところがございます。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p>非常に綺麗にまとめていただきましてありがとうございます。工事としては3年半かけて進んでいく、学校自体はおおかた3年で建設というような内容ですね。何かこちらに関してご意見ご質問等ございますでしょうか。特にないようですので、次へいきます。</p> <p>「8月・9月の行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
<p>加藤主事：</p>	<p>資料No.4をご覧ください。大きな変更は2点あります。9月4日5日ですが、楽田小学校の野外教室が7月から移動をしました。それから9月7日8日、城東小学校の自然教室がこちらに移動しました。もともと7月に予定をしていたのですが、宿泊施設の電気系統の停</p>



	電により、施設と日時を変更してこちらの方になりました。
教育長職務 代理者：	<p>8月・9月行事予定表について、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。ないですか。特にないようですので、次へいきます。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校からの報告書に書かれている指導について、小学校の低学年中学年のところで、どうして人を傷つけてはいけないか、権利や人権という話も関わってくると思うが、本質的な議論を子どもであっても低学年であってもきっちりするという毅然とした指導がされていたのかどうか、全体像がわかる形で伺いたいと思った。</li> <li>・いじめはいじめられた側に目が行きがちだが、両輪でいじめた側も見て行ってほしいと思う。</li> <li>・教育相談期間は特に報告が多いということだが、一対一で話を聞いてあげる機会というのが大事なことだと感じた。</li> <li>・近い期間に複数の報告があり、学校が落ち着いていないような、先生同士の連携ができているかというような感想を持った。</li> <li>・先日、名古屋市でも、いじめの問題でSNSの事件があった。やはり目に見えてないところまでしっかりと見るように、先生方に再確認をしていただくことと、さらに夏休み明けの心配もあるので、児童生徒の夏休み中の様子を見ていただくようお願いしたい。</li> <li>・いじめがないか、友達が困っていないかという調査をすることはすごくいいことだと思う。そこに書かれた情報をどのように取り扱っていくか、各学校でもう一つ踏み込んで、その処理の仕方を考えてほしい。</li> <li>・いじめの発生から認知まで時間がかかっている事案もあるので、細やかに丁寧に見ていかなければいけないと感じた。</li> </ul>
	<b>自由討議</b>
教育長職務 代理者：	自由討議に移ります。発言はありますか。
	ありません。
	<b>その他</b>
教育長職務 代理者：	委員の皆さん、何かありますか。ないようです。では、事務局から何かありますか。
上原課長：	「臨時休園中における緊急保育について」ということで、本日お配りをさせていただきました。新型コロナに関することをございます。新型コロナウイルス感染症感染によりまして、城東子ども未来園をはじめ、これまでも園の対応につきましては、それぞれが休園しながら今続いているところではございます。この城東子ども未来園につきましては、す

でに終了しているところでございますが、新たな対応方針となりますので、改めて経緯をここで報告をさせていただきます。新型コロナウイルス感染者の感染状況につきましては、園だけではなく、小・中学校、市全体、全国的にも増えている状況にあります。今回この城東子ども未来園、休園に至りました感染状況といたしましては、7月の3連休後、19日にまず園児で1名出まして、その後、21日に1名、22日に3名、25日に5名ということで、この時点で10名の陽性者が出てきたものですから、26日から28日、火曜日から木曜日までの3日間休園をし、29日より再開をさせていただくということで決定をさせていただいたところでございます。しかし、現時点で、全国的な社会状況、経済活動は、1年前の緊急事態宣言中の自粛期間と違いまして、社会活動というのが継続的に行われております。保育園は、働いている親さんがお子さんを預ける施設になります。やはり勤務先には、例えば医療機関の方であったり、通常の方会社の方もみえます。そうした時に今まででしたら、濃厚接触者であればもうお休みください、リモートワークでということで、対応ができていたのですが、やはり人手不足であったり、経済活動も今までみたいなリモートワークではなくて出勤して対面で勤務をするというような流れになってきますと、会社の方から、現実としましては、出勤して来れないならお辞めくださいというようなことと言われる保護者の方も実際あったということで相談がありました。これは正規職員でないからということもあるかと思えます。こういったご相談を受けておまして、学校のように学級閉鎖というような取り扱いがなかなか小規模であるということと、人数が少ないというので、年齢も異年齢保育といたしましていろんな年齢を合体させてクラスを作っておりますし、延長保育を使う方もいますし、子どもがいろんなところにも動きます。保育士もいろんな子どもを対応することになるので、感染がどこで発生する、どこで移るといことがなかなか特定しにくいというこの施設の性質上、一部のクラスだけお休みするというのは、なかなか踏み切れないところではございました。そんな背景もございまして、今回この城東子ども未来園につきましては、職員につきましてはすべて、我々子ども未来課で、国から配布されている簡易検査キットで陰性ということを確認ができましたので、感染者はおりませんでしたので、保育士の受け入れ体制は確実にできるということで判断したことから、コロナの感染対応につきまして、昨年度、これまでの取り扱いではなく、働く保護者の方のお子様を緊急的にお預かりするという方針に、かなり大きく切り換えていくこととして、緊急保育を実施することにしました。この文書にもございますように、実際、お子様の預け先にお困りの場合に限りお受けしますということと、給食を弁当持ちでお願いしますということをお願いをさせていただきました。そうしたところ、実態といたしましては、在園児数は100名弱になりますが、実際のご利用は4名でございました。やはり保護者の方のご協力をいただいた結果かなとは

	<p>思っておりますが、本当に預け先のない方がお困りになって電話をし、4名の方を受け入れたというのが現状でございます。今後につきましても、必ずしも緊急保育ができるかということもございますが、保育士の受け入れ体制も整えつつ、こうした対応も視野に入れながら、コロナの感染と並行して、向き合っていくながら進めていこうと思っておりますので、今後ともご理解よろしくお願いたします。</p>
教育長職務 代理者：	<p>ありがとうございます。これは昨日のいわゆる報告事項ということでよろしいですかね。はい。何かご意見ご質問等ございませんか。</p>
堀 委 員：	<p>4名だったということは、他の方が預けられる場所は本当はないと思います。だからやっぱり休まれたんだと思います。こういうことが続いたら本当に大変だろうし、さっきおっしゃった正職員でない方のところで、来れないなら辞めなさいと言われるというのは本当に何とも悲しい話だなと思います。保育をやっていただいたことは本当にありがたいと思うし、こういうような政策をやっていただきながら、働くお母さんを応援していただきたいとすごく思います。ありがとうございました。</p>
教育長職務 代理者：	<p>ありがとうございます。園児のご家庭もですし、実際にその園の職員の皆さんの感染状況もやはり心配にもなることですので、お互いにそういったところは気をつけながら、気をつけても、今正直何ともならない部分はあるかもしれませんが、でも、その辺り持ちつ持たれつという部分もございますし、できる限りのことをしてまいりたいと私も思います。何かその他ございますでしょうか。</p>
大黒課長：	<p>ありません。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>閉 会</b></p>
教育長職務 代理者：	<p>これをもちまして、7月定例教育委員会を終了（11：10）させていただきます。</p>

**【次回開催】** 定例教育委員会 8月22日（月）10時 401会議室